

第52号議案

ミニボートピア栄におけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、ミニボートピア栄におけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に関し、常滑市と別紙規約のとおり協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月12日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

提案理由

ミニボートピア栄におけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務を委託するため提案する。

蒲郡市と常滑市との間におけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務
の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 蒲郡市(以下「甲」という。)は、蒲郡市営モーターボート競走施行に関するミニボートピア栄における場外発売事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、常滑市(以下「乙」という。)に委託する。

2 ミニボートピア栄における勝舟投票券を発売する日については、甲乙協議の上別に定める。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付するものとし、経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲乙協議の上別に定める。

2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

(予算の計上)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年度乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第6条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

(定めのない事項の協議)

第7条 前各条に定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるも

のとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙は、予め、甲に通知しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。